

新潟市告示第139号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	豊栄駅・木崎線	新潟市北区葛塚字柳原920番地先から 新潟市北区鳥屋字鳥屋前631番5地先まで	平成20年3月24日
市道	正尺・早通線	新潟市北区葛塚字中大川864番4地先から 新潟市北区葛塚字下大川1051番1地先まで	